

第二次報告書の取りまとめにあたって（案）

1. 第2クールの活動 - 第1クールの成果を踏まえて：

規制・制度改革に関する分科会（以下、分科会）は、昨年3月11日に行政刷新会議の下に設置され、発足した。発足と同時に、「規制・制度は本来、国民生活の安全性や利便性向上、民間経済の活性化推進等、所定の政策目的の実現を図るための政策手段である」との基本的認識の下、第1クールの活動として集中的な審議を開始し、その結果を「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」として同年6月15日付けでとりまとめた。この報告書の内容を踏まえて、6月18日に「規制・制度改革に係る対処方針」が閣議決定され、グリーンイノベーション分野、ライフイノベーション分野、農業分野を中心に計61項目の規制改革事項の対処方針が政府全体で合意された。

さらに、第1クールの活動が終了した後も、9月10日と10月8日に閣議決定された経済対策において、規制・制度改革が、財源を使わない、成長戦略を推進する政策ツールとして、重要な柱の一つに位置づけられ、第1クールの閣議決定事項の前倒し実施を含めた規制改革事項が決定され、わが国の規制・制度改革の一層の推進に寄与した。

規制・制度改革は、不断の取り組みを継続することが必要である。このため、第1クールの成果を踏まえて、昨年10月から本年3月までの年度後半を第2クールの活動期間として審議を行った。審議に当たっては、第1クールで積み残された課題に取り組むとともに、昨年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」を推進するツールとしての位置づけをより一層明確化し、ライフイノベーション、グリーンイノベーション、地域活性化、アジア経済戦略等の戦略分野に沿って議論の体制を整備した。

具体的には、以下の三つのワーキンググループ（以下、WG）を設置し集中的に審議を行うとともに、その他の戦略分野についても、規制・制度改革に関する「国民の声」等の提案を踏まえて成長戦略における戦略分野の分類から若干の変更を行った上で、分科会の下で機動的に検討を行った。

ライフイノベーションWG

グリーンイノベーションWG

農林・地域活性化WG

その他の戦略分野：人材、物流・運輸、金融、IT、住宅・土地

第1クールでは、旧規制改革会議の提言を検討の対象とするなど、各分野における規制・制度改革事項の実現に向けて集中的に審議したのに対し、第2クールでは、それぞれの分野における規制・制度改革を行う際の基本認識（現状の課題、問題点）や改革の

方向性を審議し、これらを分科会としての基本的かつ重要なポジションとして明確化するとともに、それに沿って各論に関する審議を行った。

個別の検討項目の抽出母体は、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」、や、第1クールで「中期的検討項目」と位置付けた項目、「国民の声」集中受付等で寄せられた提案、分科会・WG委員からの提案などである。さらに、「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月9日閣議決定）を踏まえ、EPA（経済連携協定）を推進するために国内の非関税措置を撤廃・緩和する観点や、国内投資を円滑化するために企業立地を阻害する規制を撤廃・緩和する観点も加味して検討を行った。なお、非関税措置の撤廃・緩和については、引き続き、本分科会において検討を行うこととしている。

2．既存の決定事項のフォローアップ：

規制・制度改革事項を新規に決定することと並んで、既に閣議決定された規制改革項目が、その本来の趣旨に従って実行されることが同等に重要である。このため、第1クールの「規制・制度改革に係る対処方針」や経済対策中の「日本を元気にする規制改革100」などの閣議決定に基づいて各省が検討し、結論を得て、措置を講じることとされた項目について、分科会がフォローアップを実施した。書面での検討・実施状況の確認のほか、必要に応じて各省からヒアリングを行い、閣議決定での趣旨に従った措置の実施等を求めた。

なお、これらの閣議決定事項は、検討や措置の実施が23年度やそれ以降にまたがるものも多く含まれている。したがって、フォローアップについても不断の取組みを継続していくことが必要である。

3．検討の視点：

規制・制度改革の検討に当たっては、まず「検討の目的」を明らかにし、「検討にあたって重視すべき点」、「留意点」などについても分科会およびWGメンバーでの認識を共有した。

まず、「検討の目的」であるが、今回の規制・制度改革を「新成長戦略」を実現する政策ツールであると位置づけ、「新成長戦略」において提示された「日本経済の成長力と政策対応の基本的考え方」に基づいて、「中期的・長期的視点での需要創出、供給力強化」とした。

このうち、供給力強化は、従来の規制改革から続く中心的な目的である。少子高齢化の進展によって供給力の不足が経済成長の制約とならぬよう、新規参入や競争を促進する規制・制度改革によって中期的・長期的視点に立って、生産性の向上を目指すことの重要性に変わりはない。

しかしながら、日本経済は少なくとも現在は慢性的な供給過剰・需要不足のデフレ状態に陥っている。この状況に対して、財政・金融政策によって短期的な需要の下支えや新規需要の創出を図ることとならんで、中期的な視点から、潜在的需要の顕在化を妨げている規制・制度を見直すことが、わが国の経済、社会の活力を呼び戻すのに不可欠と考える。また、わが国が大胆な改革に乗り出す姿勢を国民に明示することにより、昨今の閉塞感、停滞感からの変化への期待感を形成することにも資するものとする。

次に、「検討に当たって重視すべき点」を「消費者、利用者、一般国民の便益の向上」及び「政策目的に合致した合理的な政策手段の選択」とした。

規制・制度改革は最終的には消費者、利用者、一般国民の便益向上を図ることが重視されるべきである。そのために供給側などの多様な利害関係者の意見を聴きつつも、供給側の利便性向上が消費者、利用者、一般国民の便益向上につながる必要がある。また、その際、消費者、利用者、一般国民の間でも異なる立場、意見があることも念頭においた判断が求められる。

また、政策目的を達成するための手段としての規制について、これに係る社会的コストに配慮し、事前規制から事後チェック行政への転換を図るべきである。

「検討にあたっての留意点」として、「現場、地域の意見、ニーズ重視」、「多角的意見を踏まえた議論」、「オープンな議論」の3点がある。

現行の規制・制度による問題は、それぞれの現場で当事者が現実に即した問題意識を有している。分科会が提示する改革案は、実効性があり、現場で機能するものでなければ意味がない。そのために、現場の視点で問題点を抽出し、現場、地域の意見、ニーズを重視した。

また、規制・制度を見直すことで新たな懸念が生じ得ることも事実である。特に消費者等の安全確保や労働者の良好な労働関係の確保などへの懸念については多角的意見を踏まえて十分に議論し、代替案や留意事項の提示など適切に判断していくことが重要である。

さらに、規制・制度の改革は国民生活に大きな影響を与え得るものであり、こうした政策の決定過程は国民に開かれたものでなければならない。よって、分科会、WGなどでの議論はそれぞれに適切な情報公開の手段を講じ、オープンな議論とすることを原則とした。

4. 規制・制度改革項目を選定するに当たっての基本的視点：

「第一次報告書」において、改革のための基本原則が以下の通り提起された。

「サンセット原則」：一定年限が経過した規制・制度については、必ず継続や改革の

要否等を検討するプロセスを経ることとする。

「整合性（合理性）原則」：規制・制度は、特定の政策目的に対する政策手段という位置付けであり、目的と手段の整合性、合理性が担保されていなければならない。

「ネットベネフィット原則」：規制・制度に限らず、いかなる政策にもプラス面（メリット）とマイナス面（デメリット）が共存している。そうした観点から、規制・制度のプラス面、マイナス面を総合的に評価し、ネットベネフィットが確保されるような内容でなければ、当該の規制・制度は存続の合理性に欠ける蓋然性が高い。

「国際標準原則」：国際標準的な規格や内容が明確に定まっているものに関しては、それに準拠することが必要である。しかし、国際標準の名の下に特定のステークホルダーの利益に資する内容が規定されることもあるので、「整合性原則」や「ネットベネフィット原則」との平仄を図らなくてはならない。

第2クールにおいても、規制・制度改革項目を選定するに当たっての基本的視点を以下に置いた。

- ・その分野を取り巻く構造変化や技術革新、新たな政策課題の出現等時代の変化に即していないため、見直しやルールの特化・創設が必要な規制・制度はないか。
- ・その分野の市場の発展と産業競争力の強化を促進する観点から見て、国際基準と整合していない、または新たな事業者の参入や創意工夫の発揮を妨げている規制・制度はないか。
- ・許認可、各種申請に係る書類・手続等について、法律と実態の乖離、国民・事業者への過度な負担、行政の無駄・非効率を生んでいる規制・制度はないか。

これらの基本的視点は、概ね上記の基本原則に沿うものであり、特に「整合性（合理性）原則」をさらに深掘りしたものである。一方、「サンセット原則」については、第1クール終了時に、各省に対して制定後20年以上経過した許認可等の見直しを求めたところ、20年以上経過した許認可等の全件数約3,000のうち各省が自主的に見直しを実施すると回答したのは57件であり、中には相当数の許認可権限を抱えながら見直しを一件も行わないと回答したところもあった。分科会では、「国民の声」に寄せられた提案や委員の提案等を検討項目の抽出母体としており、膨大な許認可事項を20年以上経過との区切りですべて洗い出すことは困難である。したがって、「サンセット原則」については各省が自主的に取り組むことが望ましいが、そのための仕組みを構築することは、今後の課題として残った。

以上